

2013.06.01

自己信託を利用した資産保全

司法書士法人H&Mトラスト・代表社員 原内直哉

弊社では、とある大手証券会社の相続・不動産ソリューションチームと共に個人事業主や中小零細企業の経営者に対し、資産保全のための自己信託を奨励している。

もっとも多い相談が、「事業の資産と個人の資産（特に不動産）が一体となっているのでそれを分離できないか？ そうしないと事業承継も相続（争続）も心配だ。」という相談である。

東京都心部以外の個人事業主や中小零細企業経営者の大半が、一棟マンションやアパートを所有していることが多い。これは将来の不安から、事業以外の収入で家族が暮らせるようにと考え、経営者が用意した資産である。

しかし、この思いとは違い、これら資産も経営資源の担保に組み込まれてしまい経営者の思いが実際のところ反映されていない。

そこで、ローンの返済が進み、すでに担保権が抹消されている不動産や手持ち資金を多少投じれば担保を抹消できる不動産に、「自己信託」を設定し、純粋個人資産を事業とは切り離して倒産隔離機能をもたせて上記経営者の思いを実現している（もちろん、有価証券などにも設定可能）。

この自己信託を設定している限り、仮に、二代目三代目が事業の後を継いで失敗しても不動産など自己信託した現物資産を残すことができる。

当然ですが、近い将来の倒産や債権者を害する意思をもって上記のような自己信託を設定することは破産管財人などに否認されてしまうので注意が必要である。



「自己信託」では、「遺言に代わる受益者連続自己信託」「共有不動産の管理・承継を円滑にするための自己信託」「親族の生活支援自己信託」などたくさんのオーダーメイド自己信託が実現できます。

自己信託を活用できそうなクライアントがいるならご提案してみてもはいかがでしょうか？

以上

お問い合わせは「ビジネス会計人クラブ・事務局」へお願いいたします。

B. A. C 『企業再生・整理・再起』支援チーム <http://kigyo-saisei.seesaa.net/>

リスクカウンセラー 細野孟士／中小企業診断士 佐々木文安／弁護士 安達一彦
司法書士 星野文仁／司法書士 原内直哉／社会保険労務士 川端重夫／税理士 宮森俊樹／弁理士 酒井俊之